

【インフルエンザの出席停止の扱いについて（例）】

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長されます。

日付をご記入 ください⇒	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例①発症後 1日目に解熱	発熱 (発症)	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目以内なので 登校不可です。		登校可能		
	出席停止 								
例②発症後 3日目に解熱	発熱 (発症)	発熱等	発熱等	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止 								
例③発症後 4日目に解熱	発熱 (発症)	発熱等	発熱等	発熱等	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止 								

※「発症」とは、「高熱が出た日」を目安とします。「発症した後5日を経過」について、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止の扱いについて（例）】

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症後5日目以降に症状が軽快した場合は、症状軽快日によって出席停止期間は延長されます。

日付をご記入 ください。⇒	日	日	日	日	日	日	日	日
	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
例①発症後 1日目に 症状軽快	発症	症状軽快	症状軽快後 1日目	発症後5日目以内なので登校不可です。			登校可能	
	出席停止 							
例②発症後 4日目に 症状軽快	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能	
	出席停止 							
例③発症後 5日目に 症状軽快	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能
	出席停止 							

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※「発症した後5日を経過」について、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。